

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	GMSグループ株式会社		コード	544A
提出日	2026/4/1	異動(予定)日	2026/4/1	
独立役員届出書の提出理由	会社設立および新規上場のための独立役員の指定			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	西田 治子	社外取締役	○															○	新任	有
2	ステイヴン ブルース ムーア	社外取締役	○															○	新任	有
3	佐和 周	社外取締役	○															○	新任	有
4	横澤 靖子	社外取締役	○															○	新任	有
5																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		長年に亘り一般社団法人の代表理事等の非営利法人運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから取締役会における議決権行使を通じた企業経営およびガバナンス的側面からの監督、取締役の業務執行の適正性を確保することができると判断し、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として適切であると判断したものです。
2		プラスチック業界専門誌や調査会社の記者・調査員および取締役を歴任し、グローバルな視点でプラスチック産業全般に精通し、高度な知見を有していることから取締役会における議決権行使を通じたプラスチック業界に精通した知見および経験に基づく監督、取締役の業務執行の適正性を確保することができると判断し、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として適切であると判断したものです。
3		公認会計士および税理士として企業会計に精通し高い見識を有していることおよび国内外の税務アドバイザー業務、海外子会社管理支援、デュー・ディリジェンス等の国際的な業務経験に基づく豊富な知見を有していることから取締役会における議決権行使を通じた財務会計的な側面からの監督、取締役の業務執行の適正性を確保することができると判断し、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として適切であると判断したものです。
4		弁護士として企業法務およびコンプライアンス等に関する高い見識と豊富な経験を有しております。弁護士としての豊富な経験に基づき中立的かつ客観的な視点に基づき取締役会における議決権行使を通じた法務的側面からの監督、取締役の業務執行の適正性を確保することができると判断し、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として適切であると判断したものです。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。